

平成 28 年度の申告から **マイナンバーの記入と本人確認**が始まります。

平成 28 年 1 月からマイナンバーを利用した行政手続の開始により、

償却資産申告書への **マイナンバー（個人番号）の記入が必要**になります。

併せて、ご記入頂いた **①マイナンバー（個人番号）の確認**、申告者の **②本人確認**を実施します。

※「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法）」第 16 条等の規定に基づき、平成 28 年 1 月の申告より個人番号の確認及び本人確認を実施するものです。

※本人申告の場合と代理人申告の場合（うら面参照）では確認事項が一部異なりますのでご注意ください。

代理人による申告の場合は、代理権の確認（委任状等の添付）、代理人の本人確認を実施します。

### 窓口：本人申告の場合

※窓口で個人番号の確認と本人確認を実施します。

#### ①マイナンバー（個人番号）確認

次のいずれか 1 点で確認します。

- ・ 個人番号カード
- ・ 通知カード
- ・ 個人番号記載の住民票の写し

#### 郵便：本人申告の場合

窓口での受付と同様に確認しますので、

① マイナンバーの確認できるもの

② 本人確認

以上の 2 点が確認できるものの書類のコピーを申告書と一緒に郵送してください。

※書類の要件は窓口の場合と同様です。

#### ②本人確認 ア、イのいずれかで確認

ア 1 点の提示でよいもの

（顔写真つきのものに限る）

- ・ 個人番号カード
- ・ 運転免許証
- ・ 旅券（パスポート）

そのほか、官公署発行・発給のもので熊本市長が適当と認めるもの

イ 2 点の提示で確認するもの

（顔写真つきのものがない場合）

- ・ 公的医療保険の保険証（国民健康保険、健康保険、介護保険などの被保険者証）
- ・ 年金手帳

そのほか、官公署発行・発給のもので熊本市長が適当と認めるもの

※ア、イいずれも氏名、生年月日又は住所が記載された本人のものであること。

（おもて面）

問い合わせ先  
熊本市役所 課税管理課 償却資産班  
電話（096）328-2195

平成 28 年度の申告から **マイナンバーの記入と本人確認**が始まります。

償却資産申告は、これまでどおり税理士・税理士法人等による代理申告もできますが、次のとおり確認が必要となります。

代理人の **①代理権の確認**、**②代理人の本人確認**、ご記入頂いた **③マイナンバー（個人番号）** の確認を実施します。

### 窓口：代理申告の場合

※窓口で次の3点について確認を実施します。

#### ①代理権の確認

ア 委任代理人の場合  
**委任状**

イ 法定代理人の場合  
**戸籍謄本等の資格を証する書類**

#### ③マイナンバー（個人番号）確認

申告者本人の個人番号を  
次のいずれか1点で確認します。  
※コピーで可

- **個人番号カード**
- **通知カード**
- **個人番号記載の住民票の写し**

#### ②代理人の本人確認

ア 代理人が個人の場合  
※（おもて面）本人申告の場合の  
②本人確認に記載の書類と同じ

イ 代理人が法人の場合  
次の2点の提示で確認します。

- **法人確認書類**  
登記事項証明書や法人の商号・  
名称、所在地記載の官公署発  
行・発給のもので熊本市長が適  
当と認めるもの
- **（来庁した者の）法人との関係を証  
する書類** ※社員証など

### 郵便：代理申告の場合

窓口での受付と同様に確認しますので、**①代理権の確認** **②代理人の本人確認** **③マイナンバーの確認**、以上の3点が確認できるものの書類のコピーを申告書と一緒に郵送してください。※書類の要件は窓口の場合と同様です。

(うら面)